

亀山市告示第233号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定により、市道の路線を次のとおり認定したので、同法第9条の規定により告示する。

なお、「関係図面」は、亀山市建設部建設管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

令和4年12月26日

亀山市長 櫻井 義之

第1

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21947
- 3 路線名 川合50号線
- 4 道路の区間
 - (1) 起点 川合町字八ツ八846番56地先
 - (2) 終点 川合町字八ツ八903番1地先
- 5 重要な経過地 なし

第2

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21948
- 3 路線名 川合51号線
- 4 道路の区間
 - (1) 起点 川合町字八ツ八846番41地内
 - (2) 終点 川合町字八ツ八846番41地内
- 5 重要な経過地 なし

第3

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 41343
- 3 路線名 西野1号線

4 道路の区間

(1) 起点 関町会下字西野1066番10地内

(2) 終点 関町会下字西野1066番10地内

5 重要な経過地 なし